

令和 2 (2020) 年度
IoT等導入調査支援補助金

事業計画募集案内

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、県内ものづくり中小企業のIoT等（IoT、ロボット、AI）の導入による生産性向上を支援するため、「IoT等導入調査支援補助金」事業を実施します。

つきましては、令和2（2020）年度の事業計画について、次のとおり募集しますので奮って御応募ください。

なお、応募された事業計画は厳正な審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

1 募集期間

令和2（2020）年4月10日（金）～6月12日（金）

※17:00 必着

2 募集する事業計画

補助対象事業	県内に事業所を有する中小企業者が行うIoT等の導入前段階で行う業務分析や費用対効果の算出などのFS調査	
補助対象者	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の企業並びに従業員の数が300人以下の企業で、県内に事業所を有するものとする。ただし、みなし大企業は除く。	
補助対象経費	経費区分	内容
	1 機械装置の借用に要する経費	FS調査のために必要な機械装置の借用に要する経費 ※「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、当該補助事業期間中に要する経費（契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、案分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象とする。） ※機械装置の所有権が事業実施企業に移転する契約については対象外とする。
	2 調査外注に要する経費	FS調査を外部委託する際に要する経費
	3 技術指導の受入れに要する経費	FS調査において外部からの技術指導を必要とする場合に指導者等に支払われる経費（補助対象経費の30%以内）
4 調査に直接従事する者の人件費	外注していないFS調査の項目を自社の社員が行う場合に、直接従事する者の作業時間に対し支払われる経費（補助対象経費の30%以内） 【直接人件費＝直接作業時間×時間給額】 ※直接作業時間は1,800時間を限度とし、直接作業時間が1,800時間を超える者は1,800時間とする。 ※時間給額は2,500円を限度とし、時間給額が2,500円を超える者は2,500円とする。 ※「直接人件費」の時間給額は、下の式により算出するものとする。ただし、給与形態が年俸制の場合は、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。 時間給額＝（年間基本給＋年間諸手当）÷年間所定労働時間 ※ここで、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費（事業者負担分とする。）、管理職手当（技能職に対する手当を含む。）及び賞与とし、時間外手当は除く。	

5 1から4までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費		上記に掲げる経費以外で、測定、分析、解析、試験、プログラム作成等の委託に要する経費等で、知事が特に必要と認める経費			
補助金額	300万円以内	補助率	1/2以内	補助期間	当該年度内

3 事業日程（予定）

- 令和2(2020)年4月10日(金)～6月12日(金) 募集
6月下旬～7月上旬 審査(書類及びヒアリングによる審査)
7月中旬～7月下旬 採択、説明会、交付申請、交付決定・事業開始
10月～11月頃 中間検査
令和3(2021)年2月中旬 事業終了
2月下旬 実績報告書提出
3月 完了検査、補助金の支払
※補助金の支払は、事業終了後になります。

4 留意事項

- 1企業1申請までとさせていただきます。
- 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- 採択時には、企業名、代表者名、所在地、事業計画名は公表となります。
- 補助金の採択に当たっては、予算の都合等により減額となる場合があります。
- 補助事業終了後3年間、成果活用の状況について、報告していただきます。

5 提出書類

- (1) IoT等導入調査支援事業計画書(実施要領様式第1)
- (2) 補助事業計画書(交付要領様式第2)
- (3) 補助事業内容説明書(交付要領様式第3)
- (4) 技術指導受入計画書(交付要領様式第4)
- (5) 見積書等

※(1)～(4)の様式は、県ホームページからダウンロードできます。
○県ホームページ:http://www.pref.tochigi.lg.jp//f02/r2_iot_fshojyo.html

6 書類提出先・問い合わせ先

- 所定の提出書類を作成の上、郵送(期限内必着)又は工業振興課に持参してください。
- 提出書類はコピーをとり、控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、工業振興課までお問い合わせください。

栃木県 産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 (県庁本館 6F 南側)
TEL:028(623)3192/FAX:028(623)3945